

手持ち工事数（くじ落札）による落札制限制度について

【内容】 **落札制限対象工事**の入札公告日及び指名通知日において、**手持ち工事**を2件（優遇措置の対象者にあつては、3件）有している入札参加者は、最低制限価格による同額入札で電子くじになる場合は、当該入札を無効とします。

なお、手持ち工事の件数については、落札者となった時点で、その者の件数に加える。

※共同企業体にあつては、同一の共同企業体（同一構成が対象で、構成員単体は対象外。以下同じ）の手持ち工事

用語について

(1) **落札制限対象工事**とは、**手持ち工事**のあった同一業種案件の落札制限を行う要件設定型一般競争入札又は指名競争入札により発注したもの（災害復旧工事を除く。）

※電子入札で発注するもののみで、随意契約は対象外

(2) **手持ち工事**とは、以下のすべてに該当する工事をいう。

- ① 宇佐市が要件設定型一般競争入札又は指名競争入札により発注したもの（災害復旧工事を除く。）
- ② 建設業法第3条に規定する**業種が同一**のもの
- ③ **入札金額が最低制限価格と同額**であり、**落札決定が電子くじによって行われたもの**
- ④ 落札制限対象工事の入札公告日若しくは指名通知日において、**施工中（工事完成通知が前日まで提出されたものは除く）**であるもの。または落札制限対象工事の開札日に①から③に該当したもの
- ⑤ 令和2年度発注分の案件から適用とします。

(3) 優遇措置の対象者とは、入札公告日又は指名通知日の**属する年度より前の過去5年度の間に、手持ち工事と同一の業種で「宇佐市優良建設工事表彰」**を受けた者。（共同企業体にあつては、同一の共同企業体（同一構成が対象で、構成員単体ごとの受賞は対象外。）

【手持工事による落札制限の取扱いについて】

【入札公告日若しくは指名通知日における状況】

ア	手持ち工事を 2 件 有している場合
イ	手持ち工事が 1 件 有している場合
ウ	手持ち工事が ない 場合

電子入札

●ア、イ、ウすべて入札参加は自由

【開 札】

落札制限対象工事の案件

(ケース①)

同一業種の入札で、開札の結果、

- ① 最低制限価格と同額であっても電子くじとならない入札
- ② 最低制限価格と同額でない入札の場合

手持ち工事数に関係なく、落札者となる
ことができます。

(ケース②)

同一業種の入札で、開札の結果、
入札金額が最低制限価格と同額で電子
くじとなる場合。

アの場合

手持ち工事の制限（通常は2件まで）を超えるため、その者のした**入札を無効とする。**

※優遇措置の対象者にあつては、**3 件**までのため落札者となれる。

イの場合

電子くじにより落札者となっても手持ち工事の制限が2件（優遇措置の対象者にあつては、3件）であり**制限内のため、落札者となれる。**

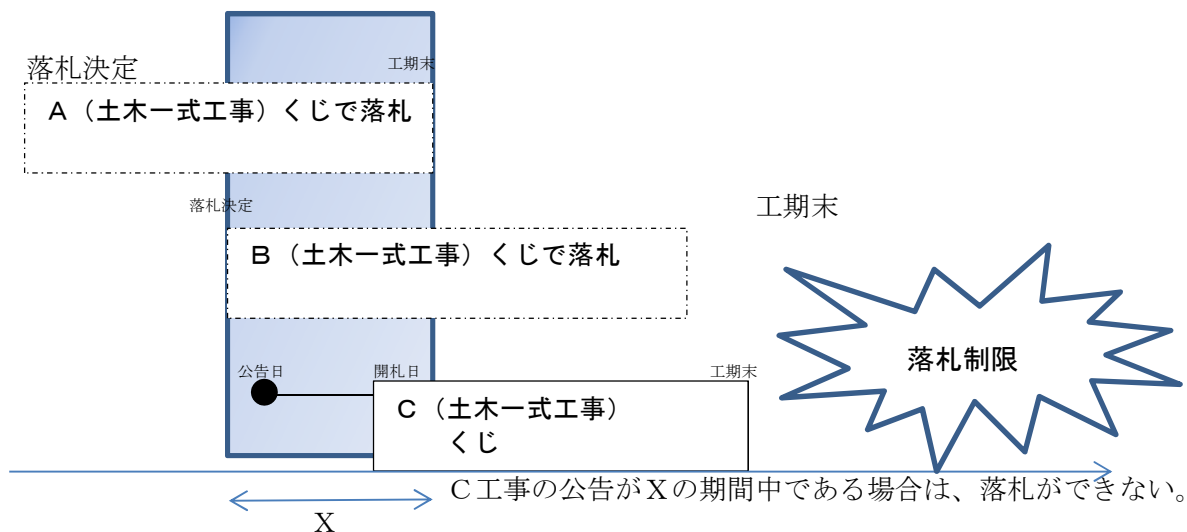
ウの場合

上記イの場合と同じ

● 手持ち工事（くじ落札）による制限例（制限数が2件の場合）

※1 本項で「くじ」と標記している場合は、すべて「最低制限価格による同価格入札のくじ」という趣旨である。

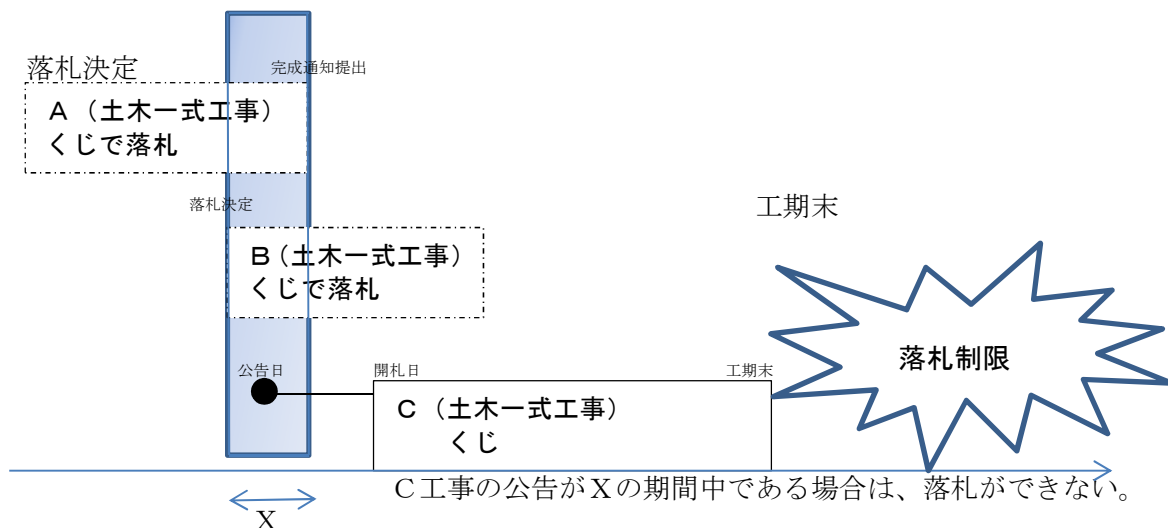
図①



【図①の解説】

図中の点線の2工事を受注している業者の場合、Xの期間中は手持ち工事が2件となっている。公告がXの期間中にされた場合にC工事が最低制限価格によるくじ引きとなった場合は、落札制限の対象となるため、C工事の落札者にはなることができない。

図②

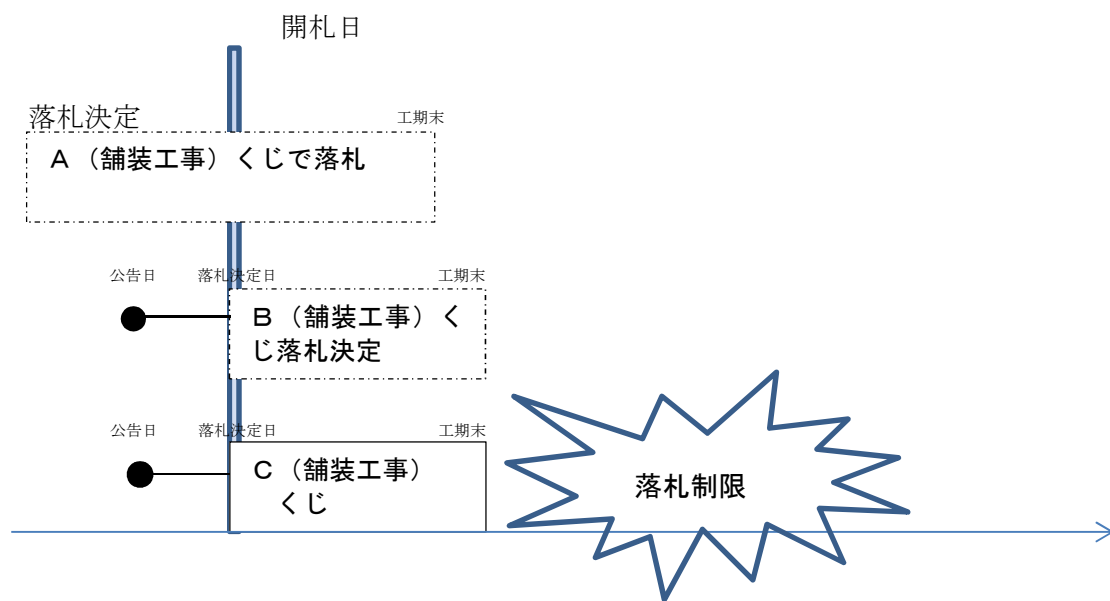


【図②の解説】

図中の点線の2工事を受注している業者の場合、Xの期間中は手持ち工事が2件となっている。C工事の開札はA工事の終了後となるので、その時点では手持ち工事は1件だが、**基準日はあくまでも公告日である**。C工事の公告は、Xの期間中にされているため落札制限の対象となる。そのため、C工事がくじとなった場合は、この図の者は落札者にはなることができない。

図③

同一の開札日にくじになる入札案件が複数生じた場合の特別な対応



【図③の解説】

図中の点線のA工事を受注している業者がB工事をくじによって落札決定した場合、同日開札のC工事がくじになった場合は、制限数が2件の場合は参加ができない。ただし制限数が3件(優遇措置)の業者は参加可能。

公告・指名通知日を基準日としない特殊事例である。